

14町都土第612号  
2014年10月3日

各代表者様

町田市長 石坂 丈一

「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」会員への就任及び  
「事前説明会」の開催について（依頼）

日頃より、町田市政に対してご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町田市では「わかりやすい町区域の実現」を目標に住所整理事業を進めております。

この実現に向けて、小川・鶴間地区住所整理事業の計画案を作成するため、「町区域の新設に関する市民懇談会」を設置いたします。

懇談会では、区域内の皆様のご意見を伺いながら「町の区域案」及び「町の名称案」をまとめたいと考えております。

つきましては、町内会、自治会、商店会及びその他法人等の代表として、懇談会会員に会長様、もしくは会員様の中からご就任していただける方をご推薦いただきたくお願い申し上げます。

隣接地域の皆様も、懇談会会員推薦へご協力をいただけると幸いに存じます。

また、スケジュールや就任に関する事前説明会を開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ですが、ご出席下さいますようお願いいたします。

なお、申し訳ありませんが、会場の都合上、ご出席は1～2名でお願いいたします。

記

○懇談会会員の就任について

1. 任 期 「委嘱の日」から「意見のまとめの報告日」まで
2. 開催予定回数 月1～3回、合計5回程度  
(平日を基本とし、1回につき2時間程度)
3. 開催予定時期 2014年10月～2015年1月頃
4. 報 酬 なし
5. 主な検討事項 新設する「町の区域案」及び「町の名称案」について
6. 回答について 別紙をご記入頂き、別添返送用封筒にて極力10月31日までに返送して下さるようお願い申し上げます。

○事前説明会について

1. 開催日時 2014年10月15日（水）午後7時00分～8時00分
2. 開催場所 南市民センター 第二会議室  
【住所】町田市金森四丁目5番6号  
【電話】042-795-3165（開催に関する事前のお問い合わせは、下記へお願いいたします。）
3. 内 容 ①住居表示制度・手続きについて  
②今後のスケジュールについて  
③懇談会会員への就任について

担当：町田市都市づくり部土地利用調整課  
土地利用係 水井・増田・菊地  
電話：042-724-4254（直）  
住所：〒194-8520  
東京都町田市森野二丁目2番22号

# 第1回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (小川・鶴間地区) を開催しました

町田市では、小川・鶴間地区を次期住所整理実施地区といたしました。  
「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」(以下「懇談会」という)は、実施しようとする区域での新たな町の区域や名称を検討するため設置されるものです。  
以下に、第1回懇談会の概要をお知らせします。

◆開催日時 2014年11月18日(火)午後7時～8時40分

◆開催場所 南市民センター 音楽室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表  
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容

- ①会長、職務代理を選出いたしました  
会 長 原町内会 横田 正勝 様  
職務代理 ガーデンセシア自治会 守屋 和男 様
- ②住居表示制度についての説明
- ③住居表示実施までの予定についての説明(右下参照)

◆次 回 (第2回)

開催日時 2014年11月27日(木)  
午後7時～8時30分予定  
①住居表示実施予定区域について  
②新設する町区域案について

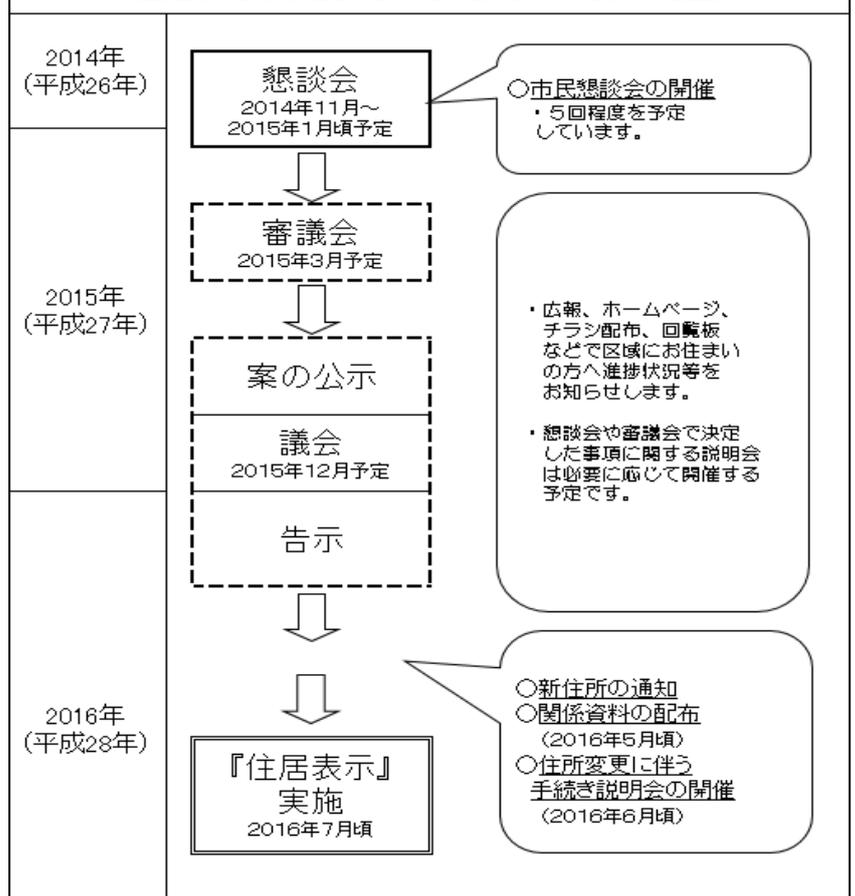
☆懇談会で話し合うこと☆

①新町区域案  
実施予定区域に新設する町のそれぞれの区域案を検討します。

②新町名称案  
新設する町区域にそれぞれ町名案を検討します。

例:〇〇四丁目～〇〇八丁目、  
□□一丁目～□□七丁目の  
〇〇及び□□を検討します。

住居表示実施までの予定(小川・鶴間地区)



裏面あります

# 住居表示制度について

## 住居表示を行う必要性

従来から、住所は土地の地番を用いて表示されてきました。  
土地の地番は明治時代初めに設けられ、現在では順序よく並んでいなかったり、枝地番が大きい桁数の地域があるため、住所も複雑な地域が存在しています。  
住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

○住所が複雑だと・・・

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の恐れが生じます。



## 実施すると住所、本籍、不動産の表示が変わります

**住所の表示(例)** : 郵便など日常利用するもの

旧: 町田市 小川/鶴間1901番地1  
新: 町田市 ○△七丁目 4番5号

**本籍の表示(例)** : 戸籍に記載されているもの

旧: 町田市 小川/鶴間1901番地1  
新: 町田市 ○△七丁目1901番地1

**不動産の表示(例)** : 登記簿に記載されているもの

旧: 町田市 字二十号小川/鶴間1901番1  
新: 町田市 ○△七丁目1901番1

わかりやすい住所で



## 第2回 町田市町区域の新設に関する 市民懇談会（小川・鶴間地区）を開催しました

◆開催日時 2014年11月27日（木）午後7時～8時30分

◆開催場所 南市民センター 第二会議室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表  
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容（裏面の図面を参照してください）

- ① の箇所における住所整理の手法を検討した結果、隣接する既存の町との界を道路等の明確な区域とするため、既存の町へ編入することとしました
- ②新設する町区域案を検討し、A～Mの区域割とすることといたしました

◆次 回（第3回）

開催日時 2014年12月9日（火） 午後7時～8時30分予定

- ①新設する町区域の名称を検討します

### ○住所変更された際には諸手続きがあります

住居表示を実施し、住所を変更しますと、皆様が色々なところに登録している住所に関して、変更の手続きをする必要があります。以下のことにご注意ください。

実施前には手続きに関しての説明会を別途皆様へ通知の上行います。

#### 主な手続き一覧

##### お住まいの方や事業所で手続きを行うもの

例：住民基本台帳カード（写真付のみ）、身体障害者手帳など

年金加入者（厚生年金・共済組合加入者及びその扶養者）、年金受給者（共済年金）

自動車運転免許証や国家資格など、銀行口座、クレジットカード、生命保険、医療保険など

不動産（土地・建物）の所有名義人の住所変更、会社・法人などの登記の所在地変更

代表者等の住所変更

##### 「市」「法務局」で手続きを行うもの

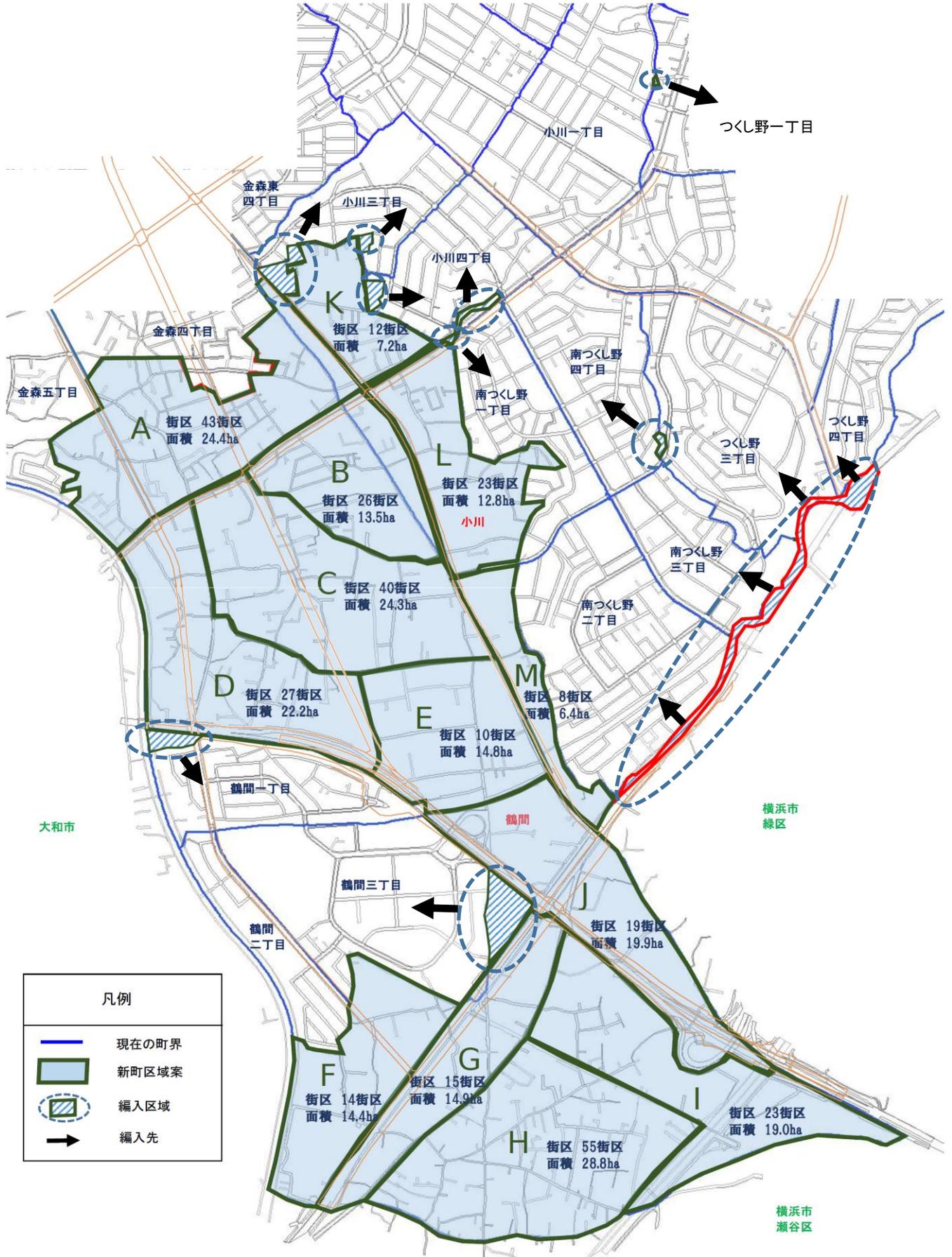
例：住民基本台帳、戸籍、国民健康保険被保険者台帳、児童手当など

土地登記簿、建物登記簿の表題部の所在

※ 封筒、名刺等住所を記載するものを新たに作成する場合は、数量・変更次期などを  
ご考慮ください。

**裏面あります**

# 新町区域検討図



# 第3回 町田市町区域の新設に関する 市民懇談会（小川・鶴間地区）を開催しました

◆開催日時 2014年12月9日（火）午後7時～8時30分

◆開催場所 南市民センター 音楽室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表  
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容（裏面の図面を参照してください）

①新設する町区域の名称を検討しました。

## 小川地区

新たな町名を小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目としていくことといたしました。

## 鶴間地区のうち田園都市線から北側地区

新たな町名は「南町田」とし、丁目の並び順について、次回検討することといたしました。

## 田園都市線から南側地区

「南鶴間」「鶴間南」「鶴間」の中で次回検討することといたしました。

## 鶴間一丁目から三丁目地区

田園都市線から北側地区で「南町田」を使用するのであれば、合わせて町名の変更をすることが可能かとの質問がありました。

事務局は現在、住所整理済みの地区であることから変更は考えておりません。関係する町内会の皆様から、住所変更の手続き等が必要になることも理解された上で、要望された場合は、実現の可能性について検討させていただきます。

◆次 回（第4回）

開催日時 2014年12月16日（火） 午後7時～8時30分予定

①新設する町区域の名称を検討します

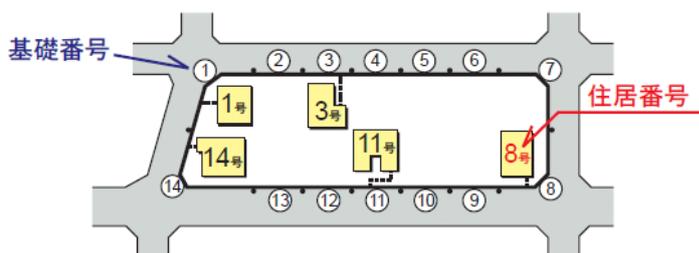
## ○住所の定め方について

町名は、懇談会で検討した後に、手続きを経て決定します。

街区符号は、町ごとに市役所に近い街区から順番に番号を付けることを原則としています。

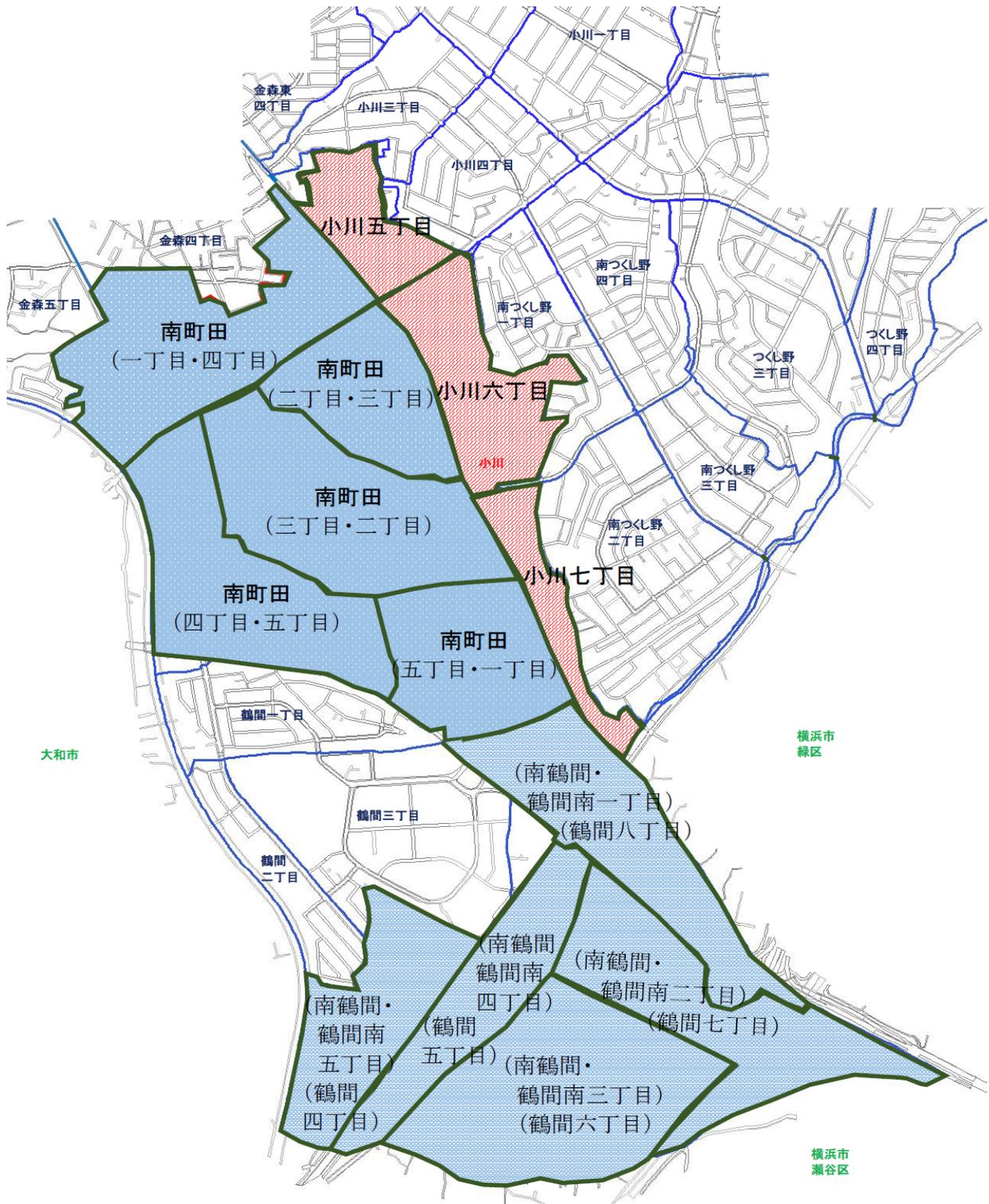
住居番号は、『基礎番号』（街区の周囲を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号）をもとに決定します。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。

町田市	○△七丁目	4番	5号
	新しい町名	街区符号	住居番号



裏面あります

# 新町名検討図



※字体が太字は今回決定内容です。細字は次回検討内容です。

## 地名資料一覧

※図書館で借りられます。

### 1 『小川の歴史』 1997年1月15日 細野 英雄 著

p 18 小川が流れている村という意味で、中世村落形成時に「小川」と呼ばれ、地名となり、次いで村名となった

小字では小川村中央が中村、東南方が馬の背、西方が柳谷戸、東方台、深津田、北方下小川、辻、また杉山神社から三島神社あたりにかけて、中島の小字があり、その近くに甚角と呼ぶ地名もある。

### 2 『小川郷土誌』 1969年 小川郷土誌編纂委員会

p 1～2 小川の流れている村というので小川村と呼ばれるようになったに違いない。

中央が「中村」、東南方に「馬の背」、川を隔てて「萱場谷戸」、西方鎌倉街道に沿って「柳谷戸」、中央中村より少し東のよって「谷戸の下」、「谷戸の上」、東方に坂を上がったところに「台」、台東方の溪谷に「深津田」、杉山神社から三島神社あたりにかけて、「中島」の小字があり、その近くに「甚角」、線路の近くに「下小川」、長津田よりに「小川辻」「原」明治二十年ごろに部落ができはじめ、戦後急激に発展した。

### 3 『鶴間郷土誌』 1984年2月29日 井上 茂留 著

p 2～6 ○鶴間

- ・鶴間の地名の語源については、鶴が舞っていたので鶴舞の里という説が一番多い。
- ・鶴のいる沼、鶴沼のぬが抜けて鶴間になったと見るのが正しいと思う。(自説)

○大ヶ谷戸

- ・「大きな街道」といわれていたものが訛ったもの。(町田市史)
- ・鎌倉の扇ヶ谷に似ているので丸山に住んでいた武士が扇ヶ谷戸と名づけたのが訛ったもの。(町田市史)
- ・町谷耕地、新田、下の高地と十ヘクタールくらいの田園を谷戸の定義に当てはめると「大きな谷戸」が地名の由来ではないか。(自説)

4『新編武蔵風土記稿 第四巻』 1996年 蘆田 伊人 著

それぞれ「小名」あるが由来なし。

p 312 小川村 小名 馬ノ背 (東南の方)  
柳谷 (西の方)  
臺 (東の方)  
中島 (北の方)  
谷 (中央より少し東)

p 313 鶴間村 小名 宿 (南の方)  
町谷 (北の方)

5『町田の民話と伝承 第一集』 1997年 町田市文化財保護審議会

p 21 なずな原 (小川の小字か?) 成瀬地区の突端が横浜線を越えて伸び、  
小川地区と横浜市に接する地域

p 64 鶴間宿 ・江戸時代以後矢倉沢往還 (青山街道) 沿いに軒をなら  
べ、移り住んだもの  
・もともとは旧鎌倉街道 (鶴間・町谷・西田・原町田)  
に通ずる境川沿いの低地から台地にかかる斜面地一帯  
の集落

町谷 (店屋) 延喜式古道 (約千年前の正式古道) の宿駅

6『町田市の文化財 第九集』 1971年町田市文化財専門委員会

p 3 講中 小川一 台、中村、柳谷戸、下小川、馬ノ瀬

7『多摩の歴史 7』 1975年 松岡 六郎 著

p 223 (町田市地名考)

- ・鶴間は鶴舞の里と言った。宿とも、オオガイトとも呼んでいる。
- ・宿は、江戸時代、江戸に入る裏街道で馬継場であったのでこの地名がある。
- ・オオガイトは往還通がなまったのではないか。土地の人は鎌倉扇谷からここに来たのでできた地名といている。

8『町田市史 上巻』 1974年 町田市史編纂委員会

p 250 「倭名鈔」(延喜8年(930)ごろ編纂)の中に

「…郷名として、店屋(まちや)…鶴間の町谷であろうとする説…」記述あり。

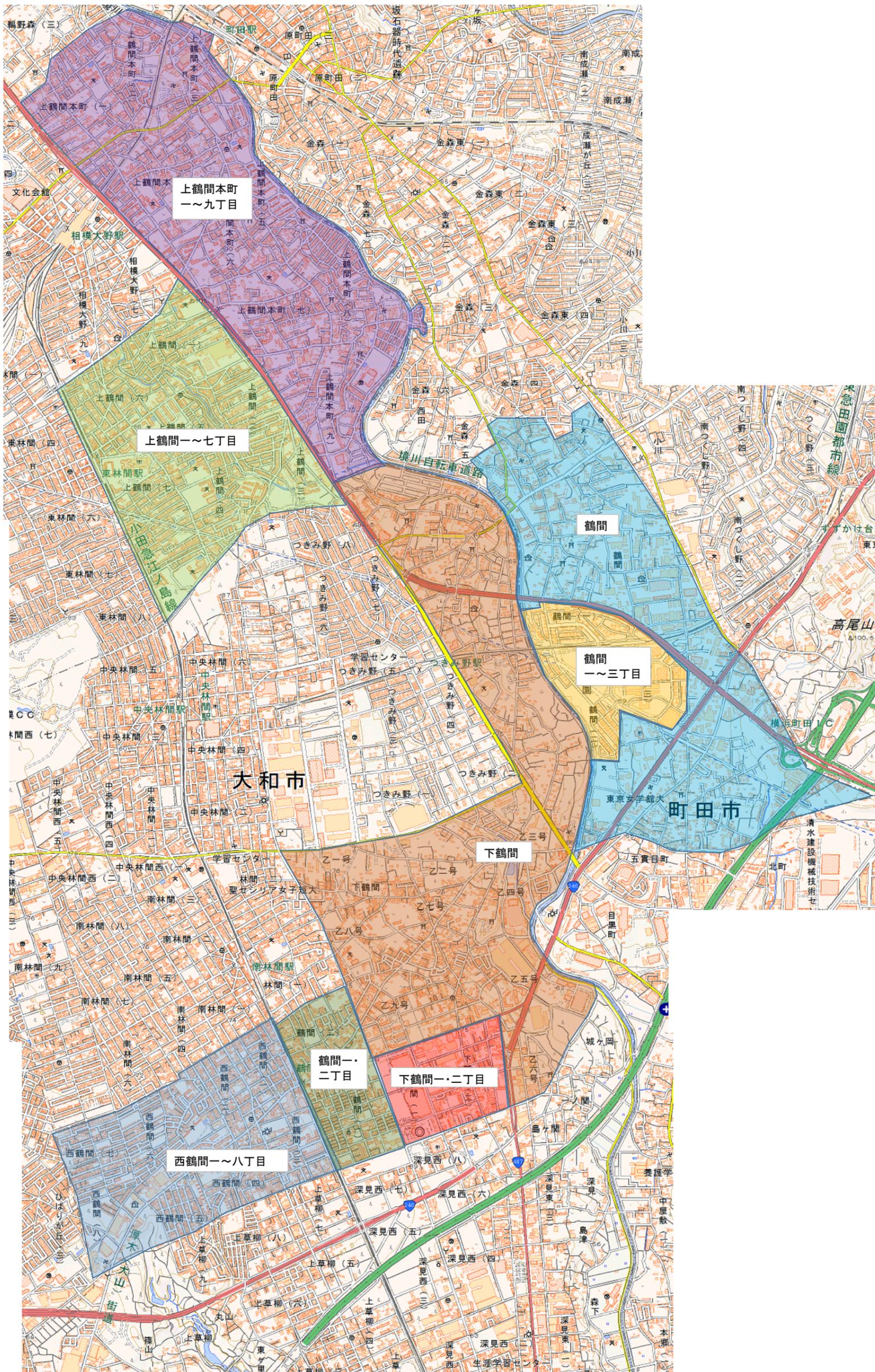
9『町田郷土誌』 1996年 森山 兼光 著

p 70 鶴間 康平五年(1062)に源頼義・義家の父子がこの地を通った時、鶴が舞っていたので“舞鶴の里”と名づけられた後、現在のようになったと伝えられています。

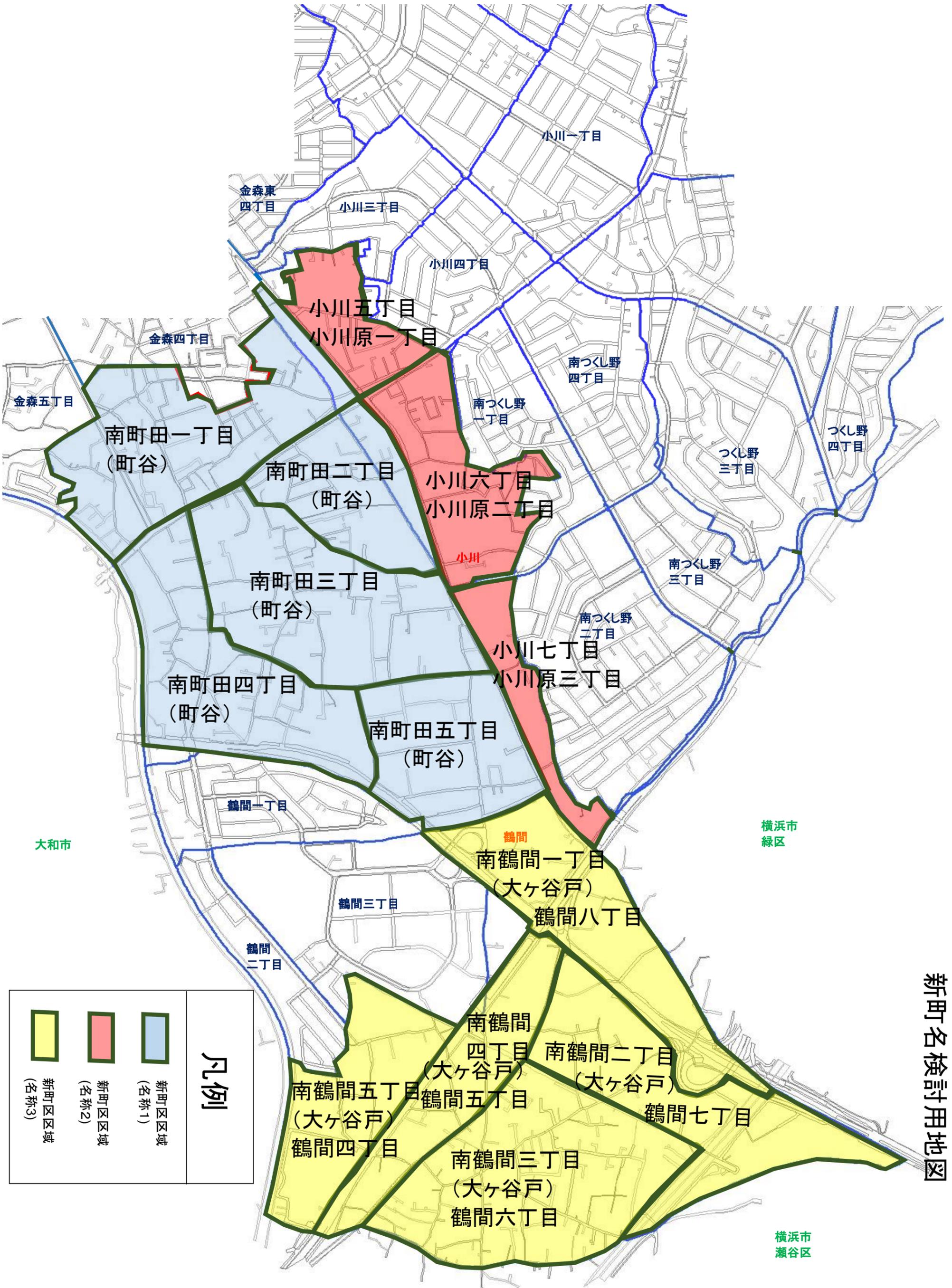
10『町田の地名のいわれ』 1993年 町田市立図書館

p 14 鶴間 鶴が舞っていたので鶴舞の里という説と鶴のいる沼(鶴沼)の“ぬ”の一字がぬけて“鶴間”と見る説があります。

小川 小川の流れている村というのでいつの頃からともなく、小川村小川と呼ばれるようになりました。



鶴間町名周辺状況図



凡例

- 新町区区域 (名称3)
- 新町区区域 (名称2)
- 新町区区域 (名称1)

# 第4回 町田市町区域の新設に関する 市民懇談会（小川・鶴間地区）を開催しました

- ◆開催日時 2014年12月16日(火)午後7時～8時20分
- ◆開催場所 南市民センター 第二会議室
- ◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表  
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

## ◆内 容

- ①新設する町区域の名称を検討しました。

### 小川地区

小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目とすることでまとまっております。

### 鶴間地区のうち田園都市線から北側地区

丁目の並び順について、次回にまとめることとしました。

### 田園都市線から南側地区

再度検討した上で、次回に確認することになりました。

- ②その他

懇談会の最終回を2月中旬に開催することになりました。

## ◆次 回（第5回）

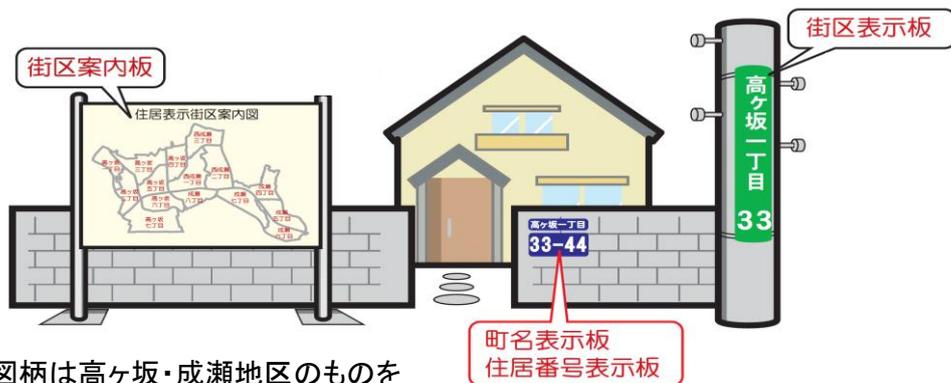
開催日時 2015年1月20日(火) 午後7時～8時30分予定

- ①新設する町区域の名称を検討します

## 住居表示区域に設置する標識等について

住居表示実施後には、町名や街区の位置状況を表示する「街区案内板」と街区の番号を表示する「街区表示板」を市役所が設置します。

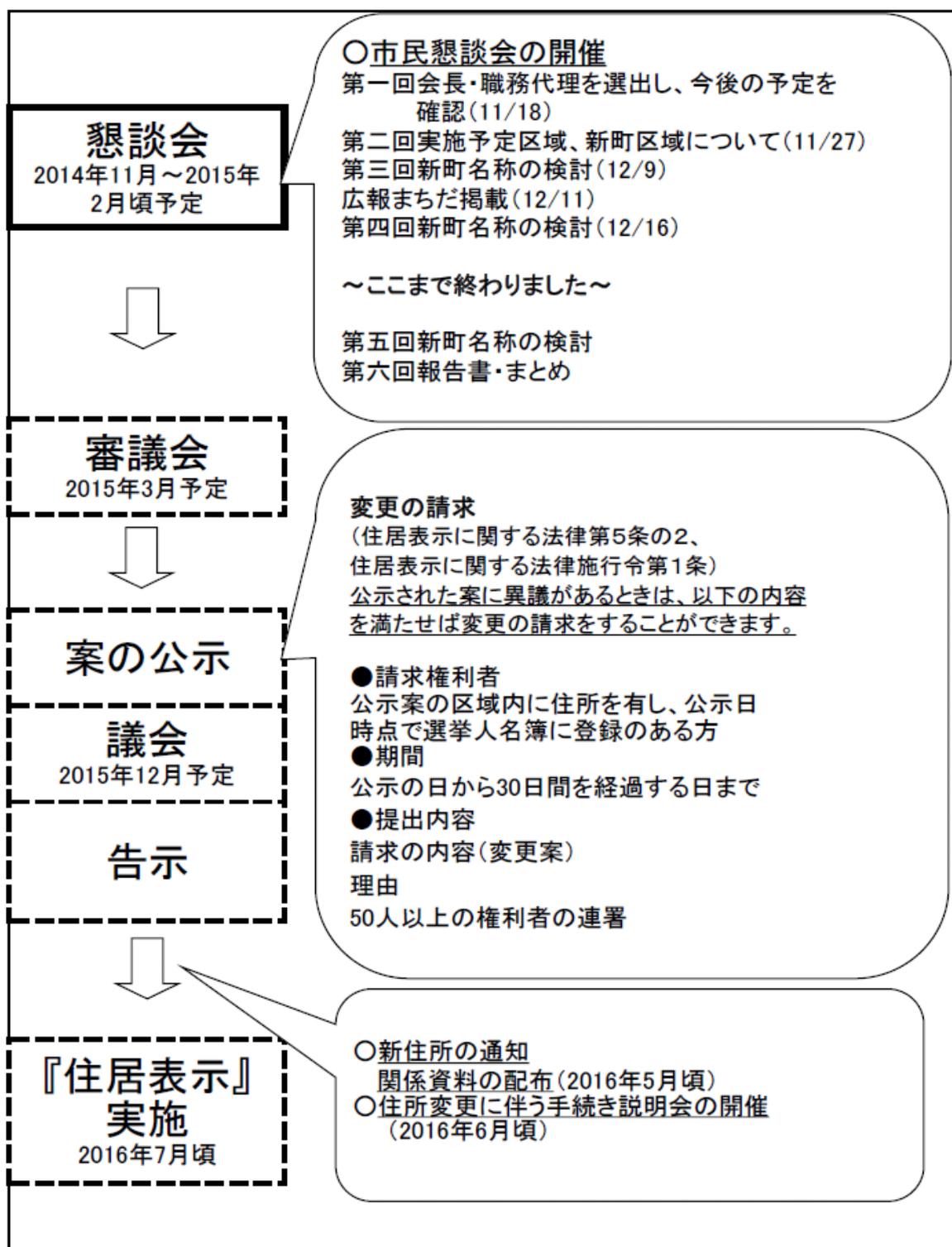
皆様には「町名表示板」と「住居番号表示板」を配布しますので、玄関や門柱などに設置してください。※アパートや共同住宅は所有者や管理者に配布します。



※図柄は高ヶ坂・成瀬地区のものを  
使用しております

裏面あります

# 住居表示実施までの予定(小川・鶴間地区)



# 小川・鶴間地区住居表示について 新設する町区域及び町名の案を公示します

## ○住居表示整備審議会を開催しました

市民懇談会でまとめていただいた案を市の案とし、審議していただきました。

- ・開催日時 2015年3月20日 午前11時から12時
- ・委員 学識経験者、関係機関の代表者(町田警察署・町田消防署・東京法務局町田出張所)、市議会議員、副市長
- ・結果 原案通り可決しました。

## ○案の公示

- ◆公示期間 6月2日から7月2日
- ◆公示場所 町田市庁舎 各市民センター (参考として町田市ホームページにも掲載)
- ◆公示内容 新設する町区域及び町名の案(裏面をご参照ください)

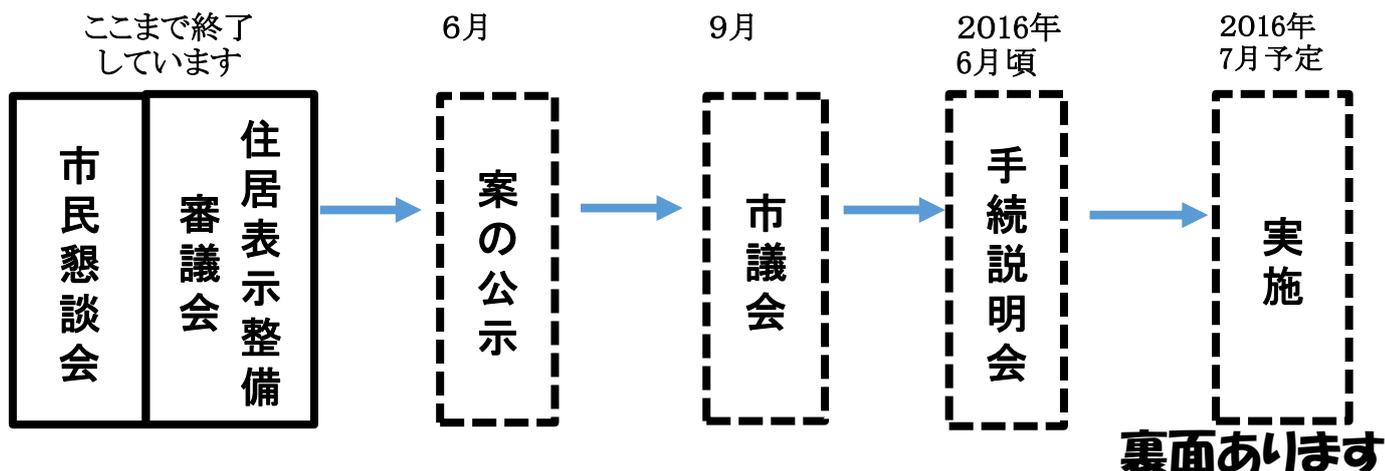
### 公示する案の概要

- ・小川地区 (現在の町田街道を境としました)  
小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目
- ・鶴間地区のうち田園都市線から北側地区  
南町田一丁目、南町田二丁目、南町田三丁目、南町田四丁目、南町田五丁目
- ・鶴間地区のうち田園都市線から南側地区  
鶴間四丁目、鶴間五丁目、鶴間六丁目、鶴間七丁目、鶴間八丁目

※公示期間中、市の案に対し変更の請求をすることができます。

変更の請求には、上記小川・鶴間の住居表示実施区域にお住まいで、選挙人名簿に記載されている50名以上の方の署名(住所、生年月日含む)押印と変更案が必要です。

### <今後の予定(概要)>



# 公示する新町区域・町名案



凡例	
	現町区域
	新町区域案
	編入予定区
※面積・街区数は概ねの数値です	

## 町田市告示第128号

### 小川・鶴間地区の住居表示に関する変更請求書の要旨

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第2項により、住居表示の案に対する変更の請求があったので、同条第4項に基づき、その要旨を次の通り告示する。

2015年7月10日

町田市長 石 阪 丈 一

#### 1 変更請求の内容

南町田の名称を、鶴間の地名が残る様に検討していただきたい

#### 2 変更請求の理由

現状の鶴間地域の東急田園都市線南町田駅の北側を「南町田」とする案が6月2日より公示されました。

しかし、この地域は旧来より「町谷」又は、「鶴間」と呼ばれており今回の新町名区域・名称案には、全く反映されていません。

しかも、東急田園都市線南町田駅南側には「南町田自治会」という名称の町内会・自治会が現存しており大きな混乱が予想されます。「南町田」にふさわしい名称は南町田駅周辺ではないでしょうか。

また、鶴間番地発生地の1番地から南町田駅周辺までは2km以上離れており徒歩では20分以上かかります。

それに近隣の、金森・高ヶ坂・成瀬・小川地区では、地名の変更がなされておりません。

南町田駅の開発により分断された鶴間地区ですが、昔は一つであり神社等の祭り事に現在まで一緒に行い、一体感があります。

鶴間の地名が残る様に検討していただきたいと思います。